

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	鹿児島県知事	愛知県豊田市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が、平成27年 1 月29日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成29年12月15日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をし、請求人の再調査の申立ても棄却したため、請求人が、平成30年 8 月20日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、出生から昭和40年まで鹿児島県出水市内に居住し、漁協に加入していた父が請求人等の手伝いも得て入手した魚介類を日常的に多食していたと認められること、その当時の居住地を住所としていた水俣病被認定者が多いことから、請求人が相当程度メチル水銀にばく露した可能性は否定できない。 公的検診（神経内科）では、下肢に振動覚及び二点識別覚の軽度低下が認められたにとどまり、触痛覚の低下もなく、他覚的な感覚障害の所見はみられず、小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性平衡機能障害も認められず、自覚症状としての手足のしびれやふるえ、めまい等は、いずれも請求人が鹿児島県外に転出してから 2 0 年以上経過後に発現していることから有機水銀に起因するものとは認められず、請求人に水俣病の症候は認められない。 よって、請求人が水俣病にかかっているとはいえず、原処分は相当である。
2	熊本県知事	東京都八王子市の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人において、水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が平成31年 1 月 9 日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、同年 2 月 7 日付けで再調査の請求をしたものの、処分庁において令和元年 6 月27日付けで再調査請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人が同年 7 月22日付けで原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。 請求人は、出生後、水俣市陣内に居住し、昭和22年から昭和32年までの間、知人からもらうなどした魚介類を摂取していたものの、請求人がメチル水銀に汚染された魚介類をどの程度摂取したかについては必ずしも明らかとはいえないこと、水俣市陣内は同市の中で水俣病の患者が多発している地域ではなく、請求人が同居していた親族にも水俣病の被認定者はいないことからすると、請求人が水俣病を発症し得る程度のメチル水銀ばく露を受けたとまで認めることはできない。 また、神経内科検診において請求人には触痛覚の低下がみられたものの、同検診前の複数の医療機関による検査の結果を併せてみると、上記触痛覚に係る所見は大きく変動しており、水俣病のような器質性疾患では考え難いことである上、触覚と痛覚が乖離したり、振動覚、関節位置覚及び数字識別覚は正常であり表在感覚である触痛覚のみに低下がみられたりしたが、これらも水俣病の感覚障害としては非典型的である。請求人は、平成 4 年頃から両手の全ての指の付け根から指先までしびれるようになったなどと訴えるが、請求人が水俣市を離れることによりメチル水銀に対するばく露の可能性がなくなってから30年以上が経過して発症していることからすれば、メチル水銀によるものとは考えにくい。その他、請求人には、小脳性運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害も認められない。 以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
3	独立行政法人 環境再生保全 機構	大阪府岸 和田市の 男性	肺がん 法第5条第1項に 基づく決定	棄却 本件は、請求人において、請求人の亡父が、石綿を吸入することにより肺がんにかかったとして認定の申請をしたところ、認定を受けないで死亡したとして、法第5条第1項に基づき、同人が認定を受けることができる者であったと決定するよう求めたのに対し、処分庁が令和5年7月31日付けで当該決定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年10月30日付けで審査請求をした事案である。 原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかったと判定できるものというべきである。しかるところ、放射線画像の読影結果によれば、請求人の亡父には、原発性肺がんが認められ、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見も認められるものの、胸膜ブランクは認められなかった。また、石綿小体又は石綿繊維の計測結果を認めるに足りる医学的資料もない。そうすると、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなすことはできないから、請求人の亡父が石綿を吸入することにより肺がんにかかったということはできない。 よって、原処分は相当である。
4	独立行政法人 環境再生保全 機構	佐賀県唐 津市の女 性	肺がん 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、請求人の亡夫が石綿が原因で肺がんにかかり死亡したとして、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支払を請求したところ、処分庁が令和5年9月1日付けで同請求に係る認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が、同年11月24日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 病理診断及び画像診断の結果、亡夫は原発性肺がんであったと認めることができるが、画像診断によると、肺線維症の所見はなく、また、エックス線画像では、横隔膜上に明らかなブランクは認められず、CT画像でも、両側に軽微な胸膜ブランクがみられるが広範囲の胸膜ブランク所見は認められない。石綿小体等の検討も、肺組織が採取されていないことから施行不能である。以上によると、石綿健康被害救済制度における肺がんの医学的判定において必要とされる肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったと認めることはできず、亡夫が石綿を吸入することにより肺がんにかかったと認めることはできない。 よって、原処分は相当である。
5	独立行政法人 環境再生保全 機構	埼玉県川 口市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人において、請求人の亡夫（未申請死亡者）が、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかり死亡したとして、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求したところ、処分庁が令和5年11月6日付けで同項に基づく認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が令和6年1月30日付けで審査請求をした事案である。 請求人の亡夫が大量の石綿にばく露した可能性を否定することはできず、また、同人について、原処分はびまん性胸膜肥厚と判定することができないとしているが、CT画像上、びまん性胸膜肥厚（被包化胸水）の頭尾方向への広がり、左側は側胸壁の1/2以上、右側は側胸壁の1/4から1/2と認められるから、びまん性胸膜肥厚と判定することができる。しかし、同人について、呼吸機能検査の結果が提出されおらず、著しい呼吸機能障害があると判定することはできない。 よって、請求人の亡夫が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められないから、原処分は結論において相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
6	独立行政法人 環境再生保全 機構	広島市の 女性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、請求人の亡夫が石綿を原因とする著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性胸膜肥厚により死亡したとして、法第22条第1項に基づ く特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支払を請求したところ、処分庁が、令和 6年2月6日付けで同請求に係る認定を行わない旨の処分（原処分）をし たため、請求人が、同月19日付けで原処分の取消しを求める審査請求をし た事案である。 亡夫は、職歴から大量の石綿にばく露した可能性はあるが、画像診断の 結果、右側胸膜及び縦隔側に不整な胸膜肥厚が認められること、右側胸膜 の底部に腫瘤状に肥厚した部分があること、右胸水が3か月の経過で増加 し、右肺3葉は胸水により容積減少が増悪していることなどから、腫瘍性 の胸膜肥厚の所見であると考えられ、びまん性胸膜肥厚であると認めるこ とはできない。また、呼吸機能障害に関する医学的資料がないことから、 著しい呼吸機能障害があったとは認められない。 よって、原処分は相当である。
7	独立行政法人 環境再生保全 機構	佐賀県鳥 栖市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人において、請求人の亡夫（未申請死亡者）が石綿を吸入 することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかり死亡したとし て、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求 したところ、処分庁が令和6年2月27日付けで当該支給を受ける権利を認 定しない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年5月7日受付の審 査請求書をもって審査請求をした事案である。 請求人の亡夫が大量の石綿にばく露した可能性を否定することはできな いが、放射線画像診断では、石灰化した胸膜ブランクが認められ、また、 じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められるものの、 胸膜下曲線様陰影及び小葉中心性粒状影等石綿肺としての特徴を相当程度 に有している所見が認められない上、肺線維化の進行の程度が速く、病変 の分布や進行からも石綿肺とは考え難い。なお、同人には、著しい呼吸機 能障害が認められるが、石綿肺以外の疾患によるものと考えられる。 よって、原処分は相当である。
8	独立行政法人 環境再生保全 機構	大阪府大 東市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 法第5条第1項に 基づく決定	却下 本件は、請求人の亡夫が、石綿を原因とする著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺にかかったとして法第4条第2項に基づく認定申請をした後に死亡 したため、請求人が、法第5条第1項に規定する決定を申請したところ、 処分庁が、令和7年2月21日付けで同申請に係る決定をしない旨の処分 （原処分）をしたため、請求人が、同年5月25日付けで原処分の取消しを 求める審査請求をした事案である。 原処分があった旨の通知書については請求人の次女に受領権限があった と認められるが、次女は、同年2月27日に同通知書を受領し、社会通念上 原処分があったことを知り得べき状態に置かれ、原処分があったことを 知ったと認めることができ、請求人も、同日原処分があったことを知った と同視することができる。審査請求書が発送されたのは同年5月30日であ るから、本件審査請求は行政不服審査法第18条第1項の定める審査請求期 間を経過した後になされたものであり、審査請求期間を経過したことにつ き同項ただし書の正当な理由も認められない。 よって、本件審査請求は不適法である。